

保医発 0305 第 7 号  
平成 30 年 3 月 5 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

#### 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成 20 年厚生労働省告示第 60 号。以下「薬価基準」という。）については、平成 30 年厚生労働省告示第 46 号をもって改正され、平成 30 年 4 月 1 日から適用されることとされたところですが、その概要は下記のとおりです。

また、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号）及び「特掲診療料の施設基準等」（平成 20 年厚生労働省告示第 63 号）が、平成 30 年厚生労働省告示第 42 号及び第 45 号をもって改正され、いずれも平成 30 年 4 月 1 日から適用されることとされたことに伴い、シンポニー皮下注 50mg シリンジに係る留意事項を下記のとおり改正するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

#### 記

- 1 薬価とは、保険医療機関及び保険薬局における薬剤の支給に要する額として、医療保険から支払われるものであり、保険医療機関及び保険薬局が薬剤を購入する際に支払うべき消費税及び地方消費税に相当する額を含めているものであること。

2 薬価の算定については、「薬価算定の基準について」（平成 30 年 2 月 7 日保発 0207 第 1 号）に基づき、算出したこと。

3 薬価基準の別表に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	1 0, 2 5 3	3, 8 2 7	2, 3 2 4	2 8	1 6, 4 3 2

4 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 23 年 9 月 12 日付け保医発 0912 第 1 号）の記の 2 の(4)を次のように改める。

(4) シンポニー皮下注 50mg シリンジ

- ① 本製剤の関節リウマチへの使用に当たっては、効能・効果に関連する使用上の注意に「過去の治療において、少なくとも 1 剤の抗リウマチ薬（生物製剤を除く）等による適切な治療を行っても、疾患に起因する明らかな症状が残る場合に投与すること。」と記載されているので、十分留意すること。
- ② 本製剤の潰瘍性大腸炎への使用に当たっては、原則として生物製剤も含めた他の薬物療法で効果不十分な場合に本製剤の使用を検討すること。
- ③ 本製剤の潰瘍性大腸炎への投与開始に当たっては、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
  - ア 他の薬物療法として使用していた薬剤の品名及び使用期間
  - イ 本製剤の投与が必要と判断した理由
- ④ 本製剤の潰瘍性大腸炎への継続使用に当たっては、本製剤を開始した月の翌月以降の診療報酬明細書の摘要欄に、本製剤を開始した診療年月を記載すること。
- ⑤ 本製剤はゴリムマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号。以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ⑥ 本製剤については針付注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。